

## アフィリエイト広告等に関する検討会について

## 1. 開催趣旨

近年、インターネット上の広告手法の多様化・高度化等に伴い、アフィリエイト・プログラムを利用した成果報酬型の広告（以下「アフィリエイト広告」という。）が多く見られる。

景品表示法においては、商品等の供給主体が消費者に対して不当表示を行った場合に同法上の措置がされる。アフィリエイト広告において、広告主は一般に供給主体であるが、広告主ではないアフィリエイトターが表示物を作成・掲載するため、広告主による表示物の管理が行き届きにくいという特性や、アフィリエイトターが成果報酬を求めて虚偽誇大広告を行うインセンティブが働きやすいという特性があり、また、消費者にとっては、アフィリエイト広告であるか否かが外見上判別できない場合もあるため、不当表示が行われるおそれが懸念される。

こうした観点から、消費者庁では、アフィリエイト広告等について実態調査を実施しているところである。この実態調査と並行し、さらに関係者から実態や課題について聴取してアフィリエイト広告の状況及び課題を明らかにし、不当表示が生じない健全な広告の実施に向けた対応方策を検討するため、「アフィリエイト広告等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、関係者からのヒアリングを行い論点の整理等を行った上で、令和3年中を目途に一定の結論を得る。

## 2. 主な検討事項

- (1) 景品表示法の適用等に関する考え方
- (2) 不当表示の未然防止等のための取組

## 3. 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

## 4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁表示対策課において処理する。